

## 日本軍「慰安婦」3次訴訟1審判決

(清州地方法院2025年4月25日判決)

[→韓国戦後補償裁判一覧](#)

[→HOME](#)

## 清州地方法院 判 決

事 件 2024 가단 52192 損害賠償(기)  
原 告 A  
被 告 日本国  
法律上の代表者 法相大臣官 葉梨康弘  
弁論終結 2025 年 3 月 14 日  
判決宣告 2025 年 4 月 25 日

### 主 文

- 1.被告は原告に対し金 1 億ウォン及びこれに対する 2025 年 3 月 14 日から 2025 年 4 月 25 日までは年 5%、その翌日から支払済みまで年 12%の割合の金員を支払え。
- 2.原告のその余の請求を棄却する。
- 3.訴訟費用は各自の負担とする。
- 4.第 1 項は仮に執行することができる。

### 請求の趣旨

被告は原告に対し金 2 億ウォン及びこれに対する本件弁論終結日から本判決宣告日までは年 5%、その翌日から支払済みまで年 12%の割合による金員を支払え。

### 理 由

#### 1. 基礎的事実関係

ア.訴外故吉甲順キルカブスン(以下、「故人」という)は「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する保護・

支援及び記念事業等に関する法律」に基づき、1932 年ごろから 1945 年ごろまで被告の前身である日本帝国(以下「被告」と通称する)によって動員され、中国、東南アジア等に設置された日本軍慰安所(以下「慰安所」という)において被告軍人らによって強制的に性行為を強要されたことが認定され、上記法律に基づく慰安婦被害者として登録された者である。

イ.故人は 1924 年頃全羅北道茂朱郡で生まれたが、被告と中華民国との間の日中戦争中であつた 1941 年頃、軍人と巡査 2 人に強制的に連行され、長崎近郊の慰安所に慰安婦として動員され、被告軍人らは故人を地下室に監禁した後、逆さまに吊るし、鼻と口に水を強制的に入れたり、火で熱した鍬を背中に当てたりするなどの拷問を加え、強姦した後不特定多数の被告軍人らと慰安所で強制的に性行為をさせた。

ウ.故人は 1998 年 4 月に死亡したが、相続人としては故人の次男である原告と故人の長

男である訴外B(1995年12月18日死亡)があり、訴外Bの代襲相続人として彼の息子である訴外Cがいたところ、故人の財産は原告と訴外Cに承継された。

[認定根拠]甲第1ないし8号証の各記載、弁論全体の趣旨

## 2.請求原因に関する原告主張の要旨

故人は被告が侵略戦争中に組織的かつ計画的に運営した慰安婦制度の被害者であるところ、被告は原告を強制的に慰安婦として動員する過程で行った監禁、拷問、強姦等の一連の行為(以下、「本件行為」という)により故人に深刻な肉体的、精神的苦痛を与える不法行為を犯したというべきであり、したがって不法行為者である被告は本件行為により故人が被った損害を賠償する責任があるから、故人の相続人として故人の財産を承継した原告に故人の損害を賠償しなければならない。

## 3.裁判権の有無

国際慣習法上、国家の主権的行為は他国の裁判権から免除されるのが原則であるが、このような国家免除の国際慣習法によっても、反人道的犯罪行為により人類の普遍的価値規範に違反した場合にはその例外が認められなければならないはずであるところ(国家免除理論は恒久的かつ固定的な価値とは言いがたく、国際秩序の変動によって修正され続けており、国連条約など普遍的な国際規範でも一定の場合国家に対する裁判権を免除していない)、本件行為は被告が不法占領中であった韓半島内で計画的、組織的、広範囲に行われた反人道的犯罪行為の一部であり、国際強行規範に違反したものであるから、たとえ国家の主権的行為であっても国家免除理論は適用されず、例外的に大韓民国は被告に対する裁判権を行使することができるといえる。

## 4.国際裁判管轄権の有無及び準拠法の決定

### ア. 国際裁判管轄権の有無

およそ国際裁判管轄は当事者間の公平、裁判の適正、迅速及び経済を期するという基本理念に基づいて決定すべきであり、具体的には訴訟当事者の公平、便宜、そして予測可能性のような個人的な利益だけでなく、裁判の適正、迅速、効率及び判決の実効性などのような裁判所ないし国家の利益も共に一緒に考慮すべきであり、このような多様な利益のうちどの利益を保護する必要があるかについては個々の事件において法廷地と当事者の実質的関連性及び法廷地と紛争となった事案との実質的関連性を客観的な基準として合理的に判断しなければならない(大法院 2010年7月15日宣告 2010 다흐 18355 判決, 大法院 2012年5月24日宣告 2010 다흐 18355 判決等参照)。韓国民事訴訟法の土地管轄に関する規定も上記基本理念に基づいて制定されたものであるから、基本的に上記規定による裁判的が国内にあるときは渉外的事件に関する訴訟についても韓国に裁判管轄権があると認めるのが相当である(大法院 1992年7月28日宣

告 91 다 41897 判決等参照)。

このような法理に基づき当裁判所の被告に対する国際裁判管轄権の有無について検討すると、前述の各証拠及び弁論全体の趣旨を総合して認められる次のような事情、すなわち、

- ①本件請求は侵略戦争を繰り広げていた被告がその軍隊の運用上の必要を満たすために当時不法占領中であつた韓半島の大韓民国国民に対し強制的に「慰安婦」生活を強要した行為を不法行為と規定し、これに対する損害賠償を請求する趣旨であり、基本的に大韓民国民法に基づき被告に損害賠償責任を求めている点、
- ②被告が行つた不法行為の一部が大韓民国の領土である韓半島内で行われた点、
- ③被害者である故人が大韓民国国民であり、終戦後は大韓民国に居住していた点、
- ④国際裁判管轄権は併存可能なものであるから、本件が被告と緊密な関連性があるとしても大韓民国裁判所の国際裁判管轄権が当然に排除されるとは言えない点。
- ⑤訴訟当事者の公平性や裁判の適正、証拠収集の容易性や訴訟遂行の負担の程度等の具体的事情を考慮すると、被告に应诉を強制することが民事訴訟の理念に照らして著しく不当な結果につながるような特別な事情が存在するとは言えない点など、本件弁論に現れた諸般の事情を総合すると、大韓民国は本件の当事者及び争点となつた事案と実質的な関連性があるといえるので、大韓民国裁判所は本件について国際裁判管轄権を有すると認めるのが相当である。

#### イ. 準拠法の決定

本件において不法行為に基づく損害賠償請求権が成立するか否かを判断する基準となる準拠法は法廷地である大韓民国において外国的要素がある法律関係に適用される準拠法の決定に関する規範(以下「抵触規範」という)によって決定されるべきである。

被告の不法行為とそれによる損害の発生等の法律関係が旧涉外私法(1962年1月15日法律第996号として制定されたもの、以下同じ)が施行された1962年1月15日以前である日帝強占期に発生したという事実はすでに認定したとおりであり、旧涉外私法が制定される前に発生した法律関係に適用される大韓民国の抵触規範は1912年3月28日から日王の勅令第21号により我が国に依用されてきて、軍政法令第21号を経て大韓民国制憲憲法付則第100条により現行法令として大韓民国法秩序に編入された日本の法例であるところ(1898年6月21日法律第10号)、原告の請求権が成立した時点で適用される上記法例によれば、不法行為による損害賠償請求権の成立と効力は不法行為発生地の法律によるが(第11条)、本件不法行為地が大韓民国と被告にまたがっているから、不法行為による損害賠償請求権を判断す準拠法は大韓民国法と日本法等となるが、原告が大韓民国法を準拠法として被告の不法行為責任を追及していることを明らかにしているから、被告の不法行為に基づく損害賠償請求権が成立するか否かは、大韓民国法を準拠法として判断することにする(大法院 2012年5月24日宣告 2009 다 22549 判決参照)。

さらに、民法が制定され施行された1960年1月1日以前に発生した事件が不法行為に該当するか否かの判断に適用される大韓民国法は制定民法附則第2条本文に基づき、「旧民法(依用民法)」ではなく「現行民法」であるから、本件の抵触規範は結局現行民法である。

## 5.不法行為の成立

ア.前記の基礎的事実関係に弁論全体の趣旨を総合すると、被告は侵略戦争の遂行過程において軍人らの士気鼓舞及び苦情発生の低減、軍人らに対する効率的な統率等のために慰安婦を管理する方法を考案し、これを制度化して法令を整備し、国家機関において組織的に計画を立て、歴史上前例のない慰安所を運営し、当時17歳に過ぎなかった故人は慰安婦として強制動員され、被告の組織的かつ直・間接的な統制下で本人の意思とは無関係に軍人たちの性的行為の対象(いわゆる性奴隷)として常に性暴力にさらされ、まともな衣服と食事を補給されることもなく、自由を蹂躪された状態で監視される生活を強要された事実を認めることができる。

イ.被告の現行憲法(1946年11月3日公布)第98条第2項によれば、被告が締結した条約及び確立された国際法規は誠実に遵守しなければならないが、同条項は新たな義務を課すものではなく国家としての当然の義務を宣言したものと言えるから、現行憲法成立前の被告も条約及び国際法規を誠実に遵守する義務があるというべきであるところ、本件行為は、①被告がその当時までに批准していたハーグ陸戦条約第3条、付属書第46条に定める家族の名誉と権利を尊重すべき交戦当事者の義務、白人奴隷売買の抑制のための国際条約で禁止された性売買及び性売買を目的とした拉致・人身売買を禁止する規定、国際連盟の奴隷条約上の奴隷解放規定、国際労働機関(ILO)の強制労働に関する条約における女性の強制労働の即時廃止の規定にそれぞれ違反するものであり、②女性と子どもの人身売買禁止条約上の未成年女性を欺罔、拉致する行為に該当し、③被告の公務員が被告の指示に従って、被告の旧刑法226条等に違反する行為を積極的に助長したり幫助したものである。

ウ.このような本件行為の性質及び当時の国際条約、一般的な国際慣習法と被告の国内法及び弁論全体の趣旨を総合すると、本件行為は当時の韓半島と韓国に対する被告の不法な植民支配及び侵略戦争の遂行に直結する反人道的な不法行為に該当すると言うのが相当であり、したがって被告の本件行為は不法行為というべきである。

## 6.損害賠償責任の認定及び範囲等

### ア.損害賠償責任の認定

したがって、被告の本件行為は不法行為であるというべきであるところ、被告の不法行為により故人が肉体的・精神的苦痛を受けたことは経験則上明らかであるというべきであり、したがって、被告は上記のような不法行為により故人が被った精神的苦

痛を金銭的ではあれ慰謝する義務がある。

#### イ. 損害賠償責任の範囲

さらに、被告が故人に支払うべき損害賠償額の範囲についてみると、前記の事実関係から認められる本件行為の違法性の程度、故人の当時の年齢及び慰安婦として苦痛を受けた期間、故人が被った肉体的・精神的被害の程度と帰国後に被った社会的・経済的困難、不法行為以後相当期間被害回復が行われなかった点、その他本件弁論に現れた諸般の事情をすべて参酌すると、被告が故人に支払うべき精神的損害賠償額(慰謝料)は2億ウォンと定めるのが相当である。

#### ウ. 相続関係

前記の事実関係によれば、原告が故人の息子として故人の財産の2分の1が原告に相続されたところ、不法行為者である被告は故人に支払うべき精神的損害賠償金(慰謝料)のうち1億ウォン(=2億ウォン×1/2)を故人の相続人である原告に支払わなければならない。

### 7. 結論

よって、被告は原告に対し金1億ウォンとこれに対する本件弁論終結日である2025年3月14日から本判決宣告日である2025年4月25日までは民法所定の年5%、その翌日から支払済みまでは訴訟促進等に関する特例法所定の年12%の各割合で計算した遅延損害金を支払う義務があるというべきであるから、原告の本件請求は上記認定の範囲内で理由があるのでこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用は各自負担することとして、主文のとおり判決する。

裁判官 イ・ヒョドゥ